

第5回法制・基本問題小委員会における教育の情報化の推進に関する論点（案）

1. ICT活用教育を推進することの意義について

<論点>

ICT活用教育を推進することの意義や著作物の利用円滑化の必要性について、どう考えるか。

2. 教育関係者から要望のあった各事項について

(1) 授業の過程において教材・参考文献や講義映像等を送信する際の著作物の利用円滑化について

(ア) 教育機関における著作物の利用実態と課題

<論点>

授業の過程において教材・参考文献や講義映像等を送信する際に、どのような著作権上の課題が認められるか。

(イ) 著作物利用の円滑化を図るために検討することが考えられる事項

(i) ICT活用教育の推進に向けた著作物利用の円滑化方策の検討の視点

<論点>

ICT活用教育の推進に向けた著作物利用の円滑化方策の検討の視点について、どのように考えるか。

(ii) 仮に権利制限による対応の必要性・正当性

<論点>

(ア) で整理した課題を踏まえ、授業の過程において著作物を異時で公衆送信することを新たに権利制限規定の対象とすることについて、（契約による対応可能性も含めて）その必要性や正当性をどう考えるか。

その際、権利者側から教育機関の適切な法の運用体制を懸念する声がある点について、どう評価するか。

【更に御議論いただきたい点】

仮に権利制限の対象とする場合、その範囲をどのように考えるか。①紙と同様の範囲を対象とするか。②紙でできる範囲とは別とするか。

(iii) 仮に権利制限により対応する場合の関係論点

a 市場が形成されている分野への影響についてどのように考えるか。

【更に御議論いただきたい点】

当該著作物の「通常の利用」に衝突せず、権利者の利益を不当に害さないこととする上で、権利制限の対象範囲とライセンスビジネスの関係をどう捉えるべきか。具体的には、教育機関が利用可能な形で用意されているライセンススキームについて、権利制限の対象外となるべきものの有無及びその範囲についてどう考えるか。

b 権利者に補償金請求権を付与することの要否についてどのように考えるか。

【更に御議論いただきたい点】

- ・仮に公衆送信に関する権利制限の創設に伴い併せて補償金請求権を付与とした場合、（現行法第35条第1項との差異も含め）その理由をどこに求めるか。
- ・補償金制度運用上の課題について指摘があるが、この点についてどのように考えるか。

c 制度の円滑・的確な運用を促進するための取組について、どのように考えるか。

(iv) その他

d 権利制限規定の対象外となる著作物について、契約による利用の円滑化を図るための方策としてどのようなものが考えられるか。

(v) 関係者間で議論されるべき内容について

e 関係者間で議論されるべき内容としてどのようなものが考えられるか。

(2) 教育目的で教員や教育機関の間で教材等を共有（複製・公衆送信）する際の著作物の
利用円滑化について

(ア) 教育機関における著作物の利用実態と課題

<論点>

教育目的で教員や教育機関の間で教材等を共有（複製・公衆送信）する際に、どのような著作権上の課題が認められるか。

(イ) 著作物利用の円滑化を図るために検討することが考えられる事項

<論点>

(ア) で整理した課題を踏まえ、教育目的で教員間・教育機関間で著作物を共有することを新たに権利制限規定の対象とすることについて、（契約による対応可能性も含めて）その必要性や正当性をどう考えるか。

【更に御議論いただきたい点】

- ・教材等の共有の現代における教育政策上の意義や契約による対応可能性も踏まえ、（教員本人による授業過程での利用の場合との差異も含め）権利制限の正当化根拠の有無やその理論構成をどのように考えるか。
- ・権利制限の対象とする場合、共有する範囲についてどのように考えるか。①1つの教育機関内における共有に限定すべきか。②教育機関を超えた共有とするか。
また、既に市場が形成されている分野への影響や補償金の要否についてどのように考えるか。

(3) MOOCのような一般人向け公開講座における著作物の利用円滑化について

(ア) 教育機関における著作物の利用実態と課題

<論点>

MOOCのような一般人向け公開講座において著作物を利用する際に、どのような著作権上の課題が認められるか。

(イ) 著作物利用の円滑化を図るために検討することが考えられる事項

<論点>

(ア) で整理した課題を踏まえ、MOOCのような一般人向け公開講座における著作物の利用を新たに権利制限規定の対象とすることについて、(契約による対応可能性も含めて) その必要性や正当性をどう考えるか。

【更に御議論いただきたい点】

- ・権利制限の対象とすべきでないとするならば、それはどのような理由によるか。

(4) 著作権以外の課題について